



9月20日(木)～26日(水)は動物愛護週間

ペットを飼うときは責任と愛情をもって 最期までお世話をしましょう



ペットを飼うときの注意点

●犬の登録をしましょう

生後91日以上飼育した犬は、市町村への登録と年一回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。犬を飼いだめたら環境政策課または市民サービスセンターで登録してください。

死亡時や引越時など、登録した内容に変更が生じた場合にも届出が必要です。

●ふん・尿の後始末は飼い主の責任です

ペットのふんや尿の放置は不衛生で、近隣トラブルの原因にもなります。ふんは持ち帰り、尿には水を撒くなど、適切に処理しましょう。

●放し飼いはやめましょう

交通事故や、人や動物に危害を加える可

飼い犬・猫が行方不明になったり、迷い犬を保護したら

飼い主のもとへ帰れるように、次の内容を県動物保護管理センター(☎0748-751991)、守山警察署(☎5803-0110)、環境政策課に連絡してください。

◎飼い主または保護した人の住所、氏名、電話番号

◎いなくなった、または保護した場所、日時
◎特徴(種類、毛色、毛並み、性別、首輪の有無・色など)

能性もあるので、きちんとつなぎましょう。

●猫は室内で飼いましょう

近隣トラブルの防止や交通事故、病気の予防のためにご協力ください。

●野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

猫が集まり、繁殖の原因になります。餌を与えるなら、飼い猫として責任をもって室内で飼いましょう。

●不妊・去勢手術をしましょう

望まない妊娠を減らすため、手術をしましょう。

●大切な命を守るために

ペットを飼う前に、最期まで面倒を見ることができるとよく考えましょう。

万が一に備え、日ごろから犬の鑑札や連絡先(飼い主の名前や電話番号)の書かれた迷子札をつけることも大切です。
また、県動物保護管理協会ホームページ「迷い犬・猫」で、現在保護されている犬・猫の情報を確認することができます。



犬のしつけ方教室

基本的な接し方やトレーニング方法を学びませんか。

時・因

新規クラス初めて参加する人

10月～平成31年3月の第1・2・3火曜日(1月は8・15日のみ)

継続クラス(新規クラスを修了した人)
10月～平成31年3月の第4火曜日

いずれも午前10時30分～11時30分、午後1時30分～2時30分

所 県動物保護管理センターふれあい友遊館(湖南市)

申 各回の前週(金曜日)まで(祝日を除く)に電話で左記へ申し込み。

詳しくはホームページを参照。

問 (財)滋賀県動物保護管理協会

☎0748(75)6522
☎0748(75)3295



ホームページ

